改正後	改正前
（第一部の所掌事務） **第二条**　第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　略 八　被収容者の更生の支援に関する企画及び調整に関すること。 九　［略］ 十　［略］ （第一部に置く課等） **第五条**　第一部に、次に掲げる課を置く。 総務課 職員課 更生支援企画課（東京矯正管区及び大阪矯正管区に限る。） 矯正医事課 2　［略］ （更生支援企画課の所掌事務） **第七条の二**　更生支援企画課は、被収容者の更生の支援に関する企画及び調整に関する事務をつかさどる。 （矯正医事課の所掌事務） **第七条の三**　［略］ （第二部に置く課等） **第九条**　［略］ 2　前項に掲げる課のほか、第二部（高松矯正管区を除く。）に、それぞれ成人矯正調整官一人を置く。	（第一部の所掌事務） **第二条**　［同上］ 一～七　同上 ［号を加える。］ 八　［同上］ 九　［同上］ （第一部に置く課等） **第五条**　［同上］ 総務課 職員課 矯正医事課 2　［同上］ ［条を加える。］ （矯正医事課の所掌事務） **第七条の二**　［同上］ （第二部に置く課等） **第九条**　［同上］ 2　前項に掲げる課のほか、東京矯正管区、名古屋矯正管区、大阪矯正管区、広島矯正管区及び福岡矯正管区の第二部に、それぞれ成人矯正調整官一人を置く。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○法務省令第十一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項の規定に基づき、保護観察所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

法務大臣　上川　陽子

保護観察所組織規則の一部を改正する省令

保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（次長） **第一条**　札幌保護観察所、仙台保護観察所、さいたま保護観察所、千葉保護観察所、東京保護観察所、横浜保護観察所、名古屋保護観察所、大阪保護観察所、神戸保護観察所、広島保護観察所、高松保護観察所及び福岡保護観察所に、それぞれ次長を一人を置く。 2　［略］	（次長） **第一条**　東京保護観察所、横浜保護観察所、名古屋保護観察所及び大阪保護観察所に、それぞれ次長を一人を置く。 2　［同上］